

著作隣接権（２）

レコード製作者の権利

区分

権利の種類

権利の内容

著作隣接権

複製権

✓ 製作したレコードを複製する権利

送信可能化権

✓ 制作したレコードを端末からのアクセスに応じ、自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利

譲渡権

✓ 制作したレコードの複製物（商業用レコード）を公衆に譲渡する権利

貸与権

✓ 制作した商業用レコードを公衆に貸与する権利

放送の二次使用料を受ける権利

✓ 制作した商業用レコードが放送・有線放送された場合に、使用料（二次使用料）を受ける権利

貸レコードについて報酬を受ける権利

✓ 発売から１年を経過した商業用レコードが貸与された場合に、報酬を受ける権利

- ※ 実演家、レコード製作者のほか、放送事業者、有線放送事業者にも著作隣接権があります。
- ※ 実演の保護期間は実演が行われたときから 70 年、レコードの保護期間は音源（商業用レコード等）の発行が行われたときから 70 年です。

